

新潟薬科大学発明規程

制 定 平成4年 12月1日

最新改正 平成 29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、新潟薬科大学(以下「本学」という。)の職員等がなした発明等の取扱いに関する基本的事項を定め、教職員の発明等を奨励するとともに、発明等を適切に取り扱うことにより、もって学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「発明等」とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法等の対象となる発明、考案、創作、育成等をいう。

2 この規程において「職務発明」とは、発明等がその性質上本学の業務範囲に属し、その発明等をするに至った行為が、本学における職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。

3 この規程において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 本学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、研究系職員、教育・研究支援職員及び産官学連携推進センター研究支援職員

(2) 本学の学生(研究生、科目等履修生等を含むすべて)であって、かつ、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることに合意している者。ただし、当該学生が民間企業等の役員又は従業員等の場合は、当該学生がこの規程の適用を受けることについて当該民間企業等が同意している場合に限る。

(3) 前号のほか、学長が認めた者

(発明委員会)

第3条 本学の職員等の発明等に関し、必要な事項を審議するため、発明委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、学長の諮問に応じて、速やかに次の各号に掲げる事項を別に定める「発明等評価指針」に基づき審議し、その結果を学長に答申する。

(1) 研究成果である発明等を普及するための方策(以下「普及方策」という。)に関すること。

(2) 普及方策を推進するに当たり、発明等を出願することが有効であるか否かに関すること。

(3) 発明等が職務発明であるか否かに関すること。

(4) 発明等について特許等を受ける権利の帰属等に関すること。

(5) その他前各号に付帯する必要なこと。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産官学連携推進センター長
- (2) 薬学部長
- (3) 応用生命科学部長
- (4) 各学部長から指名された教員 各学部1人
- (5) 事務部長
- (6) 基盤整備課長
- (7) その他学長が特に必要と認めた者

4 前項第4号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員交替による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、産官学連携推進センター長をもって充てる。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席者により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己と利害関係のある案件については、その議事に加わることができない。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(権利の帰属)

第5条 普及方策を推進するに当たり、その発明等を出願することが有効であると認められる職務発明については、本学がその発明等について特許等を受ける権利を承継する。ただし、本学がその権利を承継する必要がないと判断したときは、この限りでない。

2 学外者と共同で職務発明をなしたとき、その発明等に係る大学の持ち分の権利の承継については、前項の規定によるものとする。

(発明等の届出)

第6条 本学の職員等は、発明等をなしたときは、速やかに学長に届け出なければならない。

2 共同発明にあつては、当該発明等に係る本学の代表者が届け出る。

(普及方策、権利帰属等の決定)

第7条 学長は、前条の規定による届出があつたときは、速やかに委員会に第3条第2項各号に掲げる事項について諮問し、委員会はその審議結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の委員会の審議結果が妥当であるかを判断し、その結果について、速やかに当該届出者に通知する。

(特許等出願)

第8条 本学は、職務発明について特許等を受ける権利を承継し出願することを決定したときは、速やかに特許等の出願手続きを開始しなければならない。

2 前項に規定する出願等に要する費用及び権利保持に要する費用(以下「出願等費用」という。)は、本学が負担する。なお、本学が第三者と共同出願する場合は、当該第三者と協議し、原則として権利の持分比率に応じて出願等費用を負担する。

3 本学は、外国出願をする必要があると認めたときは、この規程に準じて出願手続きを行う。

(普及方策等の推進及び譲渡証書の提出)

第9条 発明者は、第7条の規定により決定された普及方策を本学が推進するときは、その推進に必要な事項について協力しなければならない。

2 第6条の規定により届出した発明等について特許等を受ける権利を本学が継承すると決定したときは、発明者は、速やかに学長に譲渡証書及び関係書類を提出するとともに、その権利に関わる特許等の出願手続き、審査・審判に伴う情報提供等について協力しなければならない。

(行為の制限)

第10条 発明者は、委員会で当該発明者の発明等について職務発明でないと認定され、又は職務発明であるがその発明等について特許等を受ける権利を本学が承継しないと決定された後でなければ、当該発明等に係る出願を行い又は当該発明等について特許等を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(秘密の保持等)

第11条 本学職員等の発明等の取扱いに関する業務に携わる者は、その業務を迅速に処理するとともに、発明等の内容その他発明等に関する事項について秘密を守らなければならない。

(報奨金)

第12条 本学が承継した発明等について特許等を受ける権利若しくはその設定登録により発生する権利を譲渡し、又は実施許諾することにより、本学が収入を得た場合は、発明者に対し報奨金を支払う。

(退職後の取扱い)

第13条 職員等が本学に勤務する期間中になした発明等が職務発明に該当する場合は、当該職員等が本学を退職した場合においても、この規程により取り扱う。

(実施の細則)

第 14 条 この規程の実施に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(事務)

第 16 条 委員会の事務は、基盤整備課が行う。

附 則

この規程は、平成4年 12 月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年1月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年4月1日から施行する。